

# 税の申告

## 受け付けは

2月16日(木)

3月15日(水)

(平日のみ)

平成28年分の確定申告と市・県民税の申告が2月16日(木)から始まり、期間の終盤になると大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

□送付先・問い合わせ ▽確定申告 〓508 18611 中津川市かやの木町4-3 中津川税務署 〓0573-6611202 ▽市・県民税 〓509-7292 (住所不要) 税務課 〓26-2111 (内線128)

### 確定申告

確定申告特設会場で、申告を受け付けます。

□とき 2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後5時(土・日を除く)

※受付終了時間は午後4時

□ところ 中津川商工会議所ホール

※この期間中、中津川税務署では申告相談を行います

〓 中津川税務署 〓0573-6611202

### ウェブサイトで簡単作成

国税庁のウェブサイト (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書

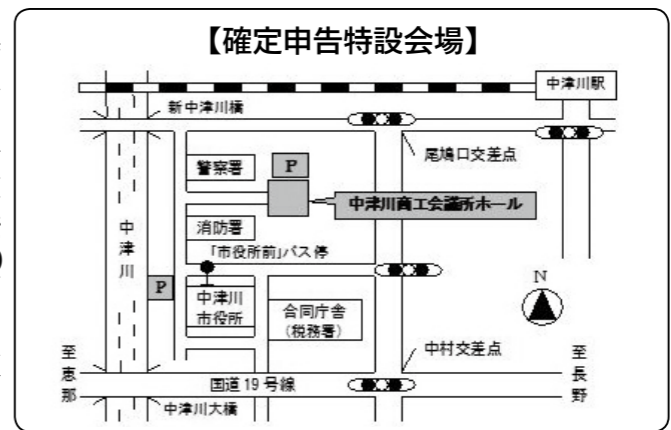
等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書を作成できます。

初めての方でも操作しやすい画面なので、簡単に申告書を作成でき、印刷して税務署に提出できます。作成した申告書は、国税電子申告納税システム(e-Tax)を利用して送信することもできます。

### 確定申告の対象者

・事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計金額が、各種所得控除金額の合計額より多い方  
・給与収入金額が20万円を超える方  
・給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得

を除く)の合計額が20万円を超える



・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方  
・医療費控除や寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの各種控除を受

を除く) ※各会場の初日や月曜日は、特に混雑する傾向にあります。時間にゆとりを持ってお出掛けください。混雑具合によっては、午後5時前に受付を終了する場合があります

### 申告の必要な方

平成29年1月1日に市内に住所がある方は、原則、申告書を提出しなければなりません。ただし次の方は申告の必要はありません。  
・確定申告をした方  
・年末調整をした給与収入のみの方  
・公的年金のみを受給している方  
※① 社会保険料控除、生命保険料控

除、配偶者特別控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要ですが、平成28年中に所得がなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため申告書の提出が必要です。また扶養認定のため、所得証明書などが必要なものも、申告書の提出が必要です

### 申告に必要なもの

① 送付された市・県民税申告書 ② 印鑑 ③ 平成28年中の収入金額の分かるもの、源泉徴収票(給与・公的年金)、報酬等支払調書、事業の収支が分かる書類 ④ 保険料控除証明書(社会保険料、個人年金、生命保険料、介護

医療保険料、地震保険料など) ※国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受ける場合、支払証明書の添付が義務付けられています。日本年金機構などから送付された証明書を持参してください

### 申告期間前の説明会など

公的年金受給者の申告受け付け 確定申告期間前に、公的年金を受給している方の所得税の確定申告と市・県民税の申告を受け付けます。  
□とき 2月6日(月)～7日(火)午前9時半～正午、午後1時～4時  
※受付終了時間は午後3時  
□ところ 市役所会議棟

※収支内訳書などの作成が必要な方は、確定申告特設会場で申告してください  
マイホームを取得した方の確定申告書作成相談会  
□とき 2月14日(火)、15日(水) 午前の部 11時～12時 午後の部 1時～4時  
□ところ 中津川商工会議所ホール

### マイナンバーの記載を

平成28年分申告書などについては、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認(番号と身元確認)書類の提示または写しの添付が必要です。

### 市役所会議棟での受け付け

とき	対象地区
2月16日(木)～21日(火)	大井町
2月22日(水)～27日(月)	長島町
2月28日(火)～3月1日(水)	東野
3月2日(木)	飯地町
3月3日(金)	中野方町
3月6日(月)	笠置町
3月7日(火)	武並町
3月8日(水)	三郷町
3月9日(木)～15日(水)	市内全域

### 各地域での受け付け

申告会場	とき	対象地区
上矢作振興事務所	2月13日(月)～2月15日(水)	上矢作町全域
申原振興事務所	2月14日(火)～2月15日(水)	申原全域
中野方コミセン	2月16日(木)～2月17日(金)	1区～5区 6区～11区
飯地コミセン	2月20日(月)	飯地町全域
武並コミセン	2月21日(火)～2月22日(水)	藤 竹折
三郷コミセン	2月23日(木)～2月24日(金)	野井 佐々良木・棕実
笠置コミセン	2月27日(月)～2月28日(火)	毛呂窪・本郷 姫栗・河合
岩村振興事務所	3月1日(水)～3月3日(金)	岩村町全域
明智振興事務所	3月6日(月)～3月13日(日) (土・日を除く)	明智町全域
山岡振興事務所	3月10日(金)～3月15日(水) (土・日を除く)	山岡町全域

※コミセン=コミュニティセンターの略

### 要介護認定を受けている方は 障害者控除の対象

65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1から5・要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」が受けられます。

この控除には「障害者控除対象者認定書」が必要です。希望する方は、介護保険被保険者証を持って、高齢福祉課か恵那南部地域の振興事務所へお越しください。

身体障害者手帳等を持っている方は、手帳を提示することで障害者控除が受けられます。 ※本人や家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です

〓 高齢福祉課 〓26-2111 (内線163)